



憲法9条改悪反対署名特集

東京海上日動・日新
9条の会会報
2026年 春夏号

「憲法9条改悪に反対する請願署名」にご協力ください

いま、世界中で戦火が絶えません。その影響が私たちの生活にも深く及んできており、一日も早く止めなければなりません。しかしわが国では、この事態を安全保障環境の悪化だとして、それを口実に、軍事予算の拡大、安保3文書の改定、殺傷能力のある兵器を他国に売込む武器輸出3原則の変更、ミサイル配備のための基地増強を進めています。

さらには、衆議院において、改憲をうたう政党が9条改定を眼目とした改憲発議に向かって動き出しています。しかし、米・イラン戦争に関わる日米首脳会談でみたのは、戦争に巻き込まれず我が国を守る、その力は憲法9条にこそあるということでした。軍事による抑止力ではなく、平和憲法の堅持と不断の外交努力が大切です。この度、九条の会など諸団体が、憲法9条改悪に反対することをあらためて表明し、請願署名を呼びかけました。私たち損保9条の会もこれに応じて署名運動にとりくみます。ぜひ、ご協力ください。

【お願い】 署名用紙と返信用封筒を同封します。皆様の周りの方にもぜひ拡げてください。なお、返信に要する切手代は、誠に恐縮ですがカンパにてご負担いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

Q 憲法審査会での議論は必要では？

A 憲法に関わる課題は様々な委員会で大いに議論すべきは当然です。ただ、憲法審査会は憲法改正を前提とした原案を発議する権限を持った国会の機関です。自民、維新などが執拗に審査会での議論を誘導するのは、改憲を主張する政党が多数のうちに、改憲案を発議し、国民が望んでもいない「9条改憲」に道を開こうとするものです。

Q 「緊急事態条項の創設」は必要？

A 震災、コロナなどの経験から「緊急事態条項の創設」が強調されますが、緊急の事態が起きた場合でも、憲法54条と現行の関連法規およびその改正で対応が十分可能です。政府が緊急事態と判断すれば国会を開かずに議員の任期を延長するなど、立法権を独占して、国民の人権を制限することが可能になるという危険が生まれます。

Q 「自衛隊を憲法に書き込む」とは？

A 自民党改憲案の最大のねらいは「9条への自衛隊明記」です。憲法9条2項(戦力不保持)のあとに、「前条の規定は必要な自衛の措置をとることを妨げず、自衛隊を保持する」(要旨)という文言を追加するとしています。政府はこれまで自衛隊は「必要最小限度の実力」組織と説明してきましたが、この修正により国を守る自衛のための機能から「普通の軍隊」のように扱われ、同盟国が起こす海外での戦争にも集団的自衛権の名のもとに参戦するなど、無制限の海外での武力行使につながります。

東京海上日動・日新9条の会

世話人：池田京子 浅見銃造 菅野啓一 増田勝男

連絡先〒272-0816 市川市本北方3-23-30 増田 master.win@ab.auone-net.jp